

意見聴取（パブリックコメント）実施概要（輪島市意見聴取手続条例より抜粋）

■計画等の公表資料（第 5 条）

- (1) 計画等又は条例の案の概要
- (2) 計画等又は条例の案を作成した目的、趣旨及び背景
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民が当該計画等又は条例の案を理解するために必要な資料等

■公表の方法（第 6 条）

市のホームページへの掲載その他規則で定める方法により行うものとする。

→その他規則：総務部総務課内の総合窓口、門前総合支所地域振興課、支所及び出張所、輪島市立図書館及び輪島市立門前図書館における閲覧

■公表時の明示事項（第 6 条）

意見の提出先、意見の提出方法、意見提出期間、規則で定める事項

→規則で定める事項：計画等の策定等を行うことを予定している時期、計画等の公表の期間、意見募集結果の公表時期、その他市長等が必要と認める事項

■意見の提出（第 7 条）

・提出方法…書面の提出、郵便その他規則で定める方法により、提出

→その他規則：電子メール、ファクシミリ

・意見提出期間…公表の日から起算して 30 日以上

・意見を提出しようとする市民は、住所、氏名その他規則で定める事項を明らかにしなければならない。

→その他規則：

(1) 市内に事務所又は事業所を有するとともに、活動を行う個人又は法人その他の団体 当該事務所又は事業所の名称及び所在地

(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 当該事務所又は事業所の名称及び所在地

(3) 市内に存する学校に在学する者 当該学校の名称及び所在地

■提出意見の取扱い（第 8 条）

・意見聴取手続により提出された意見を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

・前項の規定による検討を終了したときは、不開示情報を除き、規則で定めるところにより速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見の検討結果及びその理由

→規則で定めるところ：市のホームページへの掲載によるほか、第 3 条の規定（計画等の公表の方法）を準用する

「輪島市本庁舎等整備方針(案)」に関する意見募集について

平成 30 年 9 月 日
輪島市本庁舎等整備審議会

輪島市本庁舎等整備審議会では、諸設備の老朽化や耐震性能の不足など様々な課題を抱える輪島市役所本庁舎や、同様に多くの課題を抱える輪島市文化会館について、その整備方針を検討しています。

これまで審議会において 5 回の審議を重ね、「輪島市本庁舎等整備方針(案)」をとりまとめました。

つきましては、本方針の参考とするため、広く市民の皆さまから御意見を賜るべく、本件に関する御意見を下記の要領により募集いたします。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

記

1. 意見募集対象

輪島市本庁舎等整備方針(案)

2. 意見募集期間

平成 30 年 9 月 日()から同年 10 月 日()まで(※必着)

3. 意見の提出方法

意見提出用紙(「輪島市本庁舎等整備方針(案)」に関する意見)に、氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

(1) 郵 送：〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地

輪島市総務部監理課本庁舎等整備室 宛

(2) F A X：0768-23-1121 (輪島市総務部監理課本庁舎等整備室)

(3) メール：kanri@city.wajima.lg.jp

(4) 持 参：輪島市総務部監理課本庁舎等整備室 (輪島市役所 3 階)

いずれも輪島市総務部監理課本庁舎等整備室 輪島市本庁舎等整備方針(案)意見募集担当宛

(留意事項)

- FAXで送付いただく場合には、表題を「輪島市本庁舎等整備方針(案)について」としてください。
- 郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。
- 氏名、住所等記載のないものは、受付の対象外とさせていただきます。
- お電話や口頭での御意見につきましても、受付の対象外とさせていただきます。

4. お寄せいただいた御意見・個人情報の取扱いについて

〈お寄せいただいた御意見について〉

お寄せいただいた御意見については、内容を検討の上、本方針の参考とさせていただくとともに、御意見を整理した上で、主要な御意見について審議会としての考え方を市ホームページ上に掲載する予定です。なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承願います。

また、氏名、職業、所属団体につきましては、いただいた御意見の内容とともに公表させていただく場合がありますので御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。

〈個人情報の取扱いについて〉

お寄せいただいた個人情報のうち、住所、電話番号及びメールアドレスにつきましては、御意見の内容確認及び問合せへの回答等の連絡目的に限り、利用し、「輪島市個人情報保護条例」に基づき、適正な管理を行います。

5. 案の公表場所

市のホームページ(<http://www.city.wajima.ishikawa.jp/>)、市役所総合窓口、門前総合支所地域振興課、町野支所、各出張所、輪島市立図書館、輪島市立門前図書館

6. 問い合わせ先

事務担当：輪島市総務部監理課本庁舎等整備室 電話：0768-23-1121

輪島市総務部監理課本庁舎等整備室

「輪島市本庁舎等整備方針(案)」意見募集担当 宛

「輪島市本庁舎等整備方針(案)」に関する意見

氏 名	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署及び担当者)
住 所	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

《御意見》

<p>・ 該当項目：(どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)</p> <p>・ 意見内容</p> <p>・ 理由</p>
